

林野庁共済組合サブシステム更改支援業務

応 募 要 領

第1 業務名

林野庁共済組合サブシステム更改支援業務

第2 業務実施の目的及び概要

1 業務実施の目的

林野庁共済組合サブシステムの機器を更改するにあたり、林野庁共済組合が別途調達する機器一式にてサブシステムが使用できるよう構築を行うことを目的としています。

2 業務の概要

機器更改後におけるサブシステムの運用開始に必要なシステム構築を行う。なお、詳細については、別に配付する「仕様書」を参照すること。

第3 応募資格

本業務に応募できる者は、次のすべてに該当する者とします。

1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

3 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」で「A」又は「B」「C」の等級に格付けされた者であること。

4 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

5 警察当局から、暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する事業者又はこれに準ずる者として、国発注業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

6 第2の業務対象となる標準共済システム及び林野庁共済組合サブシステムの業務に精通し、クライアント（林野庁共済組合）からの問い合わせに対し確実に対処できる者であること。

7 第2の業務対象となる林野庁共済組合サブシステムのソフトウェアについては、株式会社エヌ・ティ・ティ・データが著作権を有しているため、これらの権利に接触する場合の問題解決にあたり、誠実かつ迅速に対処が出来る者であること。

第4 契約期間

契約期間は、契約締結日から令和5年3月31日（金）までとします。

第5 参加表明書に関する事項

本業務への参加を希望する者は、参加表明書（別紙1）を作成し、令和4年9月9日（金）17時00分までに、第6の2及び3に持参又は郵送で提出して下さい。

なお、郵送により提出する場合は、期間内必着とします。

第6 応募に係る説明会の開催等

本業務に関する説明会は実施しません。ただし、応募要領、仕様書の配付及び応募を希望する者からの質問等の受付については、次の期間、日時及び場所において行います。

1 日時：①応募要領及び仕様書の配付期間

令和4年8月26日（金）から令和4年9月9日（金）

10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分

（閉庁日を除く。）

ただし、最終日（令和4年9月9日）については、12時00分までとする。

②質問の受付期間（質問書（別紙2）を作成し提出して下さい）

令和4年8月26（金）から令和4年9月2日（金）

10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分

（閉庁日を除く。）

③質問の回答期間

令和4年9月5日（月）から令和4年9月9日（金）

10時00分から12時00分及び13時00分から17時00分

ただし、最終日（令和4年9月9日）については、12時00分までとする。

2 場所：東京都千代田区霞が関1-2-1

林野庁共済組合本部

（林野庁管理課福利厚生室（農林水産省北別館7階 ドアNo.北706））

電話：03（3502）8111（内線6342）

3 担当：長谷川

第7 その他

応募者が複数となった場合には、競争性があることから一般競争入札によることとなりますので、別途、公告します。

別紙1

令和 年 月 日

林野庁共済組合本部長 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

林野庁共済組合サブシステム更改支援業務
参加表明書

林野庁共済組合サブシステム更改支援業務に係る公募について、参加することを表明します。

なお、応募に関する担当者は下記のとおりです。

記

(担 当 者)

所属・役職

担当者氏名

電話番号

FAX番号

質 問 書

件名：林野庁共済組合サブシステム更改支援業務

令和 年 月 日

会社名		
連絡先	担当者名	TEL FAX
質 問		
回 答		